

## 新潟市にいがた 2 km おいしさ DX 産学官共創プロジェクト補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、内閣府の地方大学・地域産業創生交付金事業に関連して国立大学法人新潟大学及び株式会社メビウスが実施する事業に対し、その費用の一部を補助する新潟市にいがた 2 km おいしさ DX 産学官共創プロジェクト補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、新潟市補助金等交付規則（平成 16 年新潟市規則第 19 号。以下「規則」という。）及び地方大学・地域産業創生交付金交付要綱（平成 30 年府地第 246 号。以下「交付金交付要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (補助対象者)

第2条 補助対象者は、国立大学法人新潟大学及び株式会社メビウスとする。

### (補助対象経費)

第3条 補助対象経費は、補助対象者が一の年度内に実施する交付金交付要綱の規定による交付決定を受けた事業に要する経費とする。

### (補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象者が前条の事業を行うために必要な経費について、予算の範囲内において交付する。

### (交付の申請)

第5条 申請者は、補助対象事業に着手する前に、あらかじめ別記様式第 1 号による補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 法人の登記事項証明書
- (4) 納税証明書
- (5) 暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書

(6) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

(交付決定及び通知)

第6条 市長は、前条の規定による申請書の提出を受けた場合は、これを審査し、補助金を交付するか否かを決定するものとする。

2 前項の規定による審査の結果、補助金の交付を決定した場合はその決定内容を、補助金の不交付を決定した場合はその旨を、別記様式第2号による補助金交付（不交付）決定通知書により申請者に通知するものとする。

3 市長は、補助金の交付を決定する場合において、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、これに必要な条件を付することができる。

(計画の変更)

第7条 補助対象者は、補助対象事業に係る申請の内容を変更しようとするときは、あらかじめ別記様式第3号による補助金変更承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれにも該当する軽微な変更の場合は、この限りでない。

(1) 事業計画又は補助対象事業の内容を実質的に変更するものではなく、その細部を変更するもの

(2) 補助金の額に変更が生じないもの

2 市長は、前項の規定による補助金変更承認申請書の提出を受けた場合は、その内容を審査し、適當と認めるときは変更決定を行い、別記様式第4号による補助金交付決定変更通知書により補助対象者に通知するものとする。

(補助対象事業の廃止)

第8条 補助対象者は、補助対象事業を廃止しようとするときは、別記様式第5号による補助金廃止申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請書の提出を受けた場合は、これを審査し、その廃止を決定した時は、補助金の交付の決定を取り消し、その旨を別記様式第6号による補助金

廃止承認・交付決定取消通知書により補助対象者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助対象者は、補助対象事業が完了した日から30日以内又は補助金交付年度の3月31日のいずれか早い日までに、別記様式第7号による補助金実績報告書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 補助対象事業に要した費用の領収書等の写し
- (4) 前3号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

2 補助対象者は、前項の規定による実績報告を行うにあたっては、補助対象経費に係る消費税仕入控除税額が明らかな場合は、法定消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。ただし、実績報告時に消費税仕入控除税額が確定しない場合は、確定後、別記様式第8号による補助金に係る消費税額の額の確定に伴う報告書により速やかに市長に報告しなければならない。

(補助金の交付)

第10条 市長は、前条第1項の規定による実績報告書の提出を受けた場合は、報告内容の審査及び必要に応じて現地調査を行い、適當と認めたときは、交付決定をした額の範囲内において補助金の額を確定し、その旨を別記様式第9号による補助金確定通知書により補助対象者に通知し、補助金を交付するものとする。

(財産の処分の制限)

第11条 規則第20条に規定するその他市長が指定する財産は、にいがた2kmおいしさDX産学官共創プロジェクトによって取得し、又は効用を増加させた財産のうち、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものとする。

2 規則第20条に規定する耐用年数を勘案して市長が定める期間は、交付金交付要綱第23条第1項第1号に規定する大臣が別に定める財産の処分制限期間とする。

3 規則第20条の規定は、補助対象者があらかじめ市長の承認を受けた日又は補助対象事業が完了した日の属する市の会計年度の初日から起算して前項に規定する期間を経過した日のいずれか早い日を経過したときは、適用しない。

4 補助対象者は、規則第20条の規定により市長の承認を受けようとする場合は、あらかじめ別記様式第10号による補助金に係る取得財産の処分承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

5 市長は、前項の規定による申請書の提出があった場合は、これを審査し、適當と認めることは、別記様式第11号による補助金に係る取得財産の処分承認通知書により補助対象者に通知するものとする。

6 補助対象者は、補助対象事業が完了した後も補助対象事業により取得した財産を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和12年3月31日限り、その効力を失う。

別記様式第1号（第5条関係）

年　月　日

(宛先) 新潟市長

(申請者)

所 在 地

名 称

代表者氏名

新潟市にいがた2kmおいしさDX産学官共創プロジェクト補助金交付申請書

新潟市にいがた2kmおいしさDX産学官共創プロジェクト補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

記

1 事業の目的及び内容

2 補助対象経費 　　　　　　　円

3 交付申請額 　　　　　　　円

4 事業の着手年月日 年　月　日

5 事業の完了年月日 年　月　日

6 情報の公表の内容、方法及び時期

7 添付書類

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) 法人の登記事項証明書

(4) 納税証明書

(5) 暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書

(6) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

別記様式第2号（第6条関係）

年　　月　　日

様

新潟市長

印

新潟市にいがたDX産学官共創プロジェクト補助金  
交付（不交付）決定通知書

年　　月　　日付で申請のあった新潟市にいがたDX産学官共創プロジェクト補助金について、次のとおり交付（不交付）を決定したので通知します。

記

1 交付決定の内容（不交付決定の場合はその理由）

交付決定額 (不交付の理由)	
-------------------	--

2 交付条件

別記様式第3号（第7条関係）

年　月　日

(宛先) 新潟市長

(申請者)

所 在 地  
名 称  
代表者氏名

新潟市にいがた2kmおいしさDX産学官共創プロジェクト補助金変更承認申請書

年　月　日付 第　　号の　　で交付決定のあった新潟市にいがた2kmおいしさDX産学官共創プロジェクト補助金について、次のとおり変更したいので、次のとおり申請します。

記

1 変更の内容

変更前	変更後

2 変更の理由

3 変更予定期日 年　月　日

別記様式第4号（第7条関係）

年　月　日

様

新潟市長

印

新潟市にいがたDX産学官共創プロジェクト補助金交付決定変更通知書

年　月　日付 第　　号の　　で交付決定のあった新潟市にいがた  
DX産学官共創プロジェクト補助金について、次のとおり交付の決定を変更し  
たので通知します。

記

1 交付決定額 円

2 変更交付決定額 円

3 変更の内容

変更前	変更後

4 変更の理由

5 変更決定年月日 年　月　日

別記様式第5号（第8条関係）

年　月　日

(宛先) 新潟市長

(申請者)

所 在 地  
名 称  
代表者氏名

新潟市にいがた2kmおいしさDX産学官共創プロジェクト補助金廃止申請書

年　月　日付 第　号の　で交付決定のあった新潟市にいがた  
2kmおいしさDX産学官共創プロジェクト補助金について、次のとおり補助事業を廃止した  
いので申請します。

記

1 廃止の理由

別記様式第6号（第8条関係）

年　　月　　日

様

新潟市長

印

新潟市にいがた2kmおいしさDX産学官共創プロジェクト補助金  
廃止承認・交付決定取消通知書

年　　月　　日付で申請のあった新潟市にいがた2kmおいしさDX産学官共創プロジェクト補助金廃止申請書について、その廃止を承認し、次のとおり交付の決定を取り消したので、通知します。

記

1 廃止の理由

2 交付決定額 円

3 交付決定取消額 円

別記様式第7号（第9条関係）

年　月　日

(宛先) 新潟市長

(補助事業者)

所 在 地

名 称

代表者氏名

新潟市にいがた2kmおいしさDX産学官共創プロジェクト補助金実績報告書

年　月　日付 第　号の　で交付決定のあった新潟市にいがた2kmおいしさDX産学官共創プロジェクト補助金について、補助事業が完了したので次のとおり報告します。

記

1 交付決定額及び精算額

- |        |   |
|--------|---|
| ・交付決定額 | 円 |
| ・精算額   | 円 |

2 事業の完了年月日

年　月　日

3 情報の公表の状況

4 消費税仕入控除税額の取扱い

次のアからウまでのいずれかに○を付け、ウの場合は積算を記入すること。

- ア 交付申請時に消費税仕入控除税額を減額して交付申請を行った。  
イ 課税事業者となっていない又は消費税仕入控除税額が確定していないので、実績額から当該補助金に係る消費税仕入控除税額は減額していない。  
ウ 実績報告時に消費税仕入控除税額が確定したので、実績額から当該補助金に係る消費税仕入控除税額を減額した。

(積算)

補 助 金 実 績 額 (A) 円

当該補助金に係る 消費税仕入控除税額 (B) 円

(A) - (B) 円

5 添付書類

- (1) 事業報告書  
(2) 収支決算書  
(3) 補助対象事業に要した費用の領収書の写し  
(4) 前3号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

別記様式第8号（第9条関係）

年　月　日

(宛先) 新潟市長

(補助事業者)

所 在 地

名 称

代表者氏名

新潟市にいがた2kmおいしさDX産学官共創プロジェクト補助金に係る  
消費税額の額の確定に伴う報告書

消費税法上の消費税額が確定したので、下記のとおり報告します。

記

1 補助金額（市長が確定通知書により通知した額） 円

2 補助金の確定時における消費税仕入控除税額 円

3 消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税仕入控除税額 円

4 補助金返還相当額（3 - 2） 円

(注) 別紙として積算の内訳を添付すること。

別記様式第9号（第10条関係）

年　　月　　日

様

新潟市長

印

新潟市にいがた2kmおいしさDX産学官共創プロジェクト補助金確定通知書

年　　月　　日付で実績報告のあった新潟市にいがた2kmおいしさDX産学官共創プロジェクト補助金について、次のとおり確定したので通知します。

記

交付決定額	円
交付済額	円
確定額	円

別記様式第10号（第11条関係）

年　月　日

（宛先）新潟市長

（補助事業者）

所 在 地

名 称

代表者氏名

新潟市にいがた2kmおいしさDX産学官共創プロジェクト補助金に係る  
取得財産の処分承認申請書

年　月　日付　　第　　号の　　で交付決定のあった新潟市にいがた  
2kmおいしさDX産学官共創プロジェクト補助金について、取得した財産を下記のとおり処  
分したいので、次のとおり申請します。

記

1 取得効用増加財産の品目及び取得効用増加年月日

2 取得効用増加価格及び時価

3 処分の方法

4 処分の理由

別記様式第11号（第11条関係）

年　月　日

様

新潟市長

印

新潟市にいがた2kmおいしさDX産学官共創プロジェクト補助金に係る  
取得財産の処分承認通知書

年　月　日付で申請のあった新潟市にいがた2kmおいしさDX産学官共創プロジェクト補助金に係る取得財産の処分承認申請書について、下記のとおり処分の承認をしたので通知します。

記

1 取得効用増加財産の品目及び取得効用増加年月日

2 処分の方法

3 処分の条件